

「四街道ふるさとの味お届け便」に関するQ & A

【対象者について】

Q 1 : 学生とは

A 1 : 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院及び同法第108条第2項に規定する短期大学を含む。)、高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校(自動車教習所等を除く。)に在学する学生をいいます。

Q 2 : 父母等とは

A 2 : 戸籍上の実父母及び養父母をいいます。

Q 3 : 県外に居住していますが、住民登録地は四街道市のままになっています。

A 3 : 対象になります。

Q 4 : 県外に居住していますが、県内の大学等に在学しています。対象になりますか。

A 4 : 対象になります。

Q 5 : 現在休学中です。対象になりますか。

A 5 : 対象になります。ただし、学生証、在学証明書、その他学生であることを証明するものの写しが必要です。

【申請について】

Q 6 : 申請は父母等でも可能ですか。

A 6 : 学生本人または父母等による申請が可能です。

Q 7 : 申請書は、対象者に送付されますか。

A 7 : 対象者への郵送等での個別のご案内はしておりません。市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所政策推進課窓口で配布しています。また、応募フォームからオンラインで申請も可能です。

Q 8 : 申請書に不備があった場合にはどうなりますか。

A 8 : 担当者から申請書に記載していただいた連絡先に確認のお電話を入れさせていただくことがあります。ご連絡が取れない場合は、お届け便を送付できない場合があります。あらかじめご了承ください。

【送付について】

Q 9：送付先を四街道市内の父母等の住所にできますか。

A 9：父母等の住所に送付することはできません。送付先は、県外の学生の居住地限定となります。

Q 10：配送日時の指定はできますか。

A 10：配送日時の指定はできません。あらかじめご了承ください。

Q 11：不在票が入っていましたが、長期不在にしており、受け取りができず返送されてしまいました。再送してもらえますか。

A 11：再送することはできません。帰省等により長期不在にされる場合は、申請の際、申請書備考欄にその旨をご記入ください。